Ｉ１－０１

研究報告　　第３７９号

高等学校における特別支援教育の実践的研究（Ｉ）

－発達障害のある生徒の支援に関するアンケート調査を通した実態把握－

平成２２年３月

千葉県総合教育センター

高等学校における特別支援教育の実践的研究（Ⅰ）

－発達障害のある生徒の支援に関するアンケート調査を通した実態把握－

千葉県総合教育センター
特別支援教育部
研究指導主事　松本　巌　渡辺　あけみ　唐鎌　和恵

Ⅰ　はじめに

平成14年度の文部科学省の調査では，知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任が回答した児童生徒の割合が6.3％であった。この年の調査対象となった児童生徒が，現在高等学校に在籍している年齢になっている。また進学率が97.9％（平成21年５月１日現在）であることから，高等学校にも同様の割合で支援を必要とする生徒が在籍することが推測される。

しかし，平成19年度の宮城教育大学特別支援教育総合研究センターの「高等学校における特別支援教育システムに関する研究」において，全国調査に協力した高等学校のうち約半数が支援を必要とする生徒は在籍しないと回答しており，特別支援教育や各種障害について知識・理解の浸透が十分でない状況が窺われるとしている。

また，平成17年４月に施行された「発達障害者支援法」では，発達障害のある生徒に対する支援について初めて法的に位置付けられた。また，同年12月に中央教育審議会では「特別支援教育を推進するための制度の在り方についての最終報告」において，高等学校における特別支援教育の推進，特に発達障害のある生徒への指導及び支援についての重要性について言及している。

このような高等学校の現状に対して，在籍する特別な教育的支援が必要な生徒への支援が喫緊の課題であることは，文部科学省が平成19年度から国公私立の高等学校を対象に開始した「高等学校における発達障害支援モデル事業」の研究概要でも述べられている。

一方，千葉県教育委員会の施策においては，平成17年度にリーフレット「高等学校に期待されるＬＤ，ＡＤＨＤ，高機能自閉症等の理解と支援」の配布，平成20年度にリーフレット「一人一人の可能性を引き出す『特別支援教育』」を配布，平成21年度に「高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会」の開催，「高等学校発達障害等研修支援事業」等，高等学校における特別支援教育が推進され，生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の体制整備が進められているところである。

加えて，本センターにおける教育相談の状況を見ると，平成20年度の高等学校に在籍する相談者は，平成19年度に比べ３倍に急増している。生徒自身または保護者の高等学校に対する特別支援教育のニーズと期待の高まりが急激に大きくなっていることが推察される。

一方で今年度，本センターで実施している研修講座のアンケートからは，高等学校の教員も，日々の学習指導や日常生活での指導・支援・対応等に困っている現状が窺える。

このような状況を踏まえ，高等学校に在籍する特別な教育的支援が必要な生徒への指導・支援に資することを目的に本研究に取り組むこととした。このように，あらゆる角度から高等学校においての発達障害への対応の緊急性が示されてはいるが，高等学校への調査は全国的にもまだ少なく，適切で効果的な指導・支援についての報告はない。

以上のことから本研究では，高等学校に在籍する発達障害のある生徒の実態把握や支援の状況を明らかにするために，県内の高等学校を対象にした，発達障害のある生徒についての支援に関するアンケート調査を実施することとした。

調査の結果を考察することで，次年度以降の高等学校における実践研究に求められる具体的な支援内容・体制への示唆が得られると考え本研究主題を設定した。

Ⅱ　研究の目的

1　県内の全ての高等学校を対象にアンケート調査を実施し，高等学校における発達障害のある生徒の支援の状況について実態把握を行う。

2　調査結果を基に，高等学校における特別支援教育の充実を図るために，実際の指導・支援場面での具体的な実践内容等を検討する。

Ⅲ　研究の方法

1　アンケートによる実態調査

（1）　調査対象

千葉県内の高等学校（県立全日制 128校・公立定時制18校・県立通信制１校・市立全日制７校・私立全日制54校・私立通信制４校，計212校）を調査対象とした。

（2）　調査方法

郵送による質問紙法

（3）　調査期間

平成21年７月中旬から８月下旬

（4）　調査内容

①　調査項目の概要

課程・学科について，発達障害のある生徒の在籍数，発達障害の疑いのある生徒の在籍数，校内委員会の設置，障害名，学校の把握方法，行っている指導・支援，今後求められる指導・支援，個別の指導計画，気づきの場面，情報交換

2　研究協力員会議

県立高等学校教諭３名，指導課指導主事１名，特別支援教育課指導主事１名，子どもと親のサポートセンター主任指導主事１名からなる研究協力員会議を行った。

表１　研究協力員会議の期日及び日程

研 究 協 力 員 会 議 日 程

月　日	時　間・内　容	会　場
９月 10 日(木)	第１回 14:00~16:30 ･講話　「高等学校における特別支援教育の現状と課題」 講師　国立特別支援教育総合研究所　発達障害教育情報センター 主任研究員　大城　政之	総合教育センター 特別支援教育部　稲毛庁舎
10 月 20 日（火）	第２回 14:00~16:30 協議　・研究全体の構成について ・具体的な実践内容の項目について ・大城先生のまとめ	総合教育センター 特別支援教育部　稲毛庁舎
11 月 25 日（水）	第３回 14:00~16:30 協議　・具体的な実践内容の項目について ・大城先生のまとめ	総合教育センター 特別支援教育部　稲毛庁舎
12 月 18 日（金）	第４回 14:00~16:30 協議　・試案実態把握シートの項目・内容の検討 ・研究協力校についての情報交換 ・大城先生のまとめ	総合教育センター 特別支援教育部　稲毛庁舎
１月 20 日（水）	第５回 14:00~16:30 協議　・研究の報告及び全体確認 ・大城先生から全体のまとめ	総合教育センター 特別支援教育部　稲毛庁舎

3　現地調査

県内の高等学校２校を見学，実際の指導・支援の内容や場面を見学。

Ⅳ　研究の内容

1　アンケート調査の結果　　（全体の回収率は，89.6%）

（1）発達障害の「診断がある」または「疑いがある」生徒の在籍状況

①　県内高等学校全体（グラフ１）

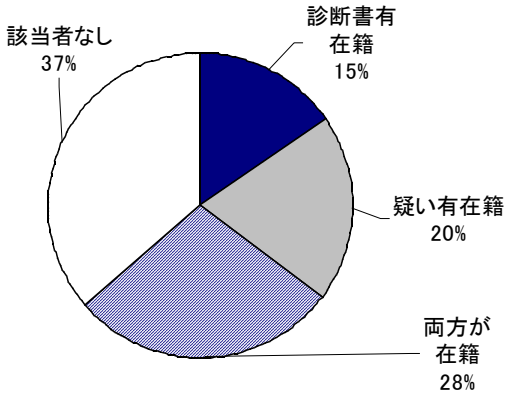

回答のあった190校において，「診断がある」または「疑いがある」生徒も含め，発達障害のある生徒が在籍していると回答した学校は121校（63%）であった。

②　県立全日制（グラフ２）

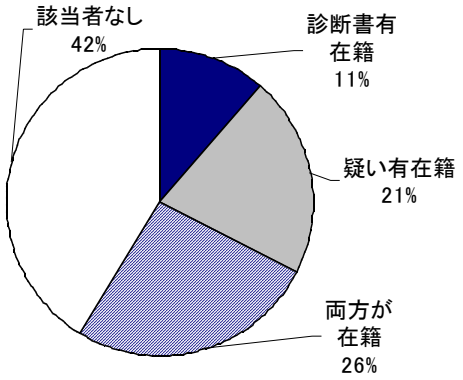

回答のあった124校において，「診断がある」または「疑いがある」生徒も含め，発達障害のある生徒が在籍していると回答した学校は73校（58%）であった。

③　公立定時制（グラフ３）

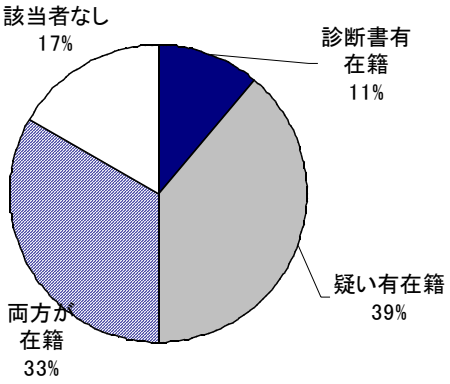

回答のあった18校において,「診断のある」または「疑いがある」生徒も含め，発達障害のある生徒が在籍していると回答した学校は15校（83%）であった。

④　市立全日制（グラフ４）

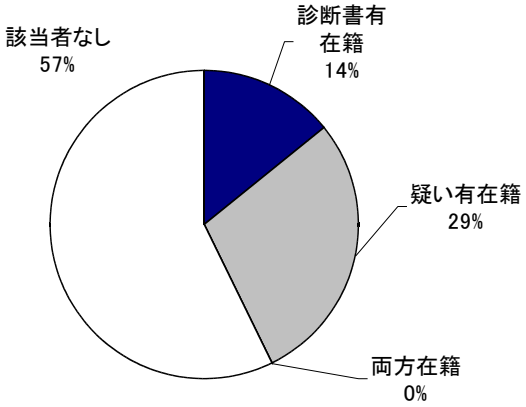

回答のあった７校において,「診断がある」または「疑いがある」生徒も含め，発達障害のある生徒が在籍していると回答した学校は３校（43%）であった。

⑤　私立全日制（グラフ５）

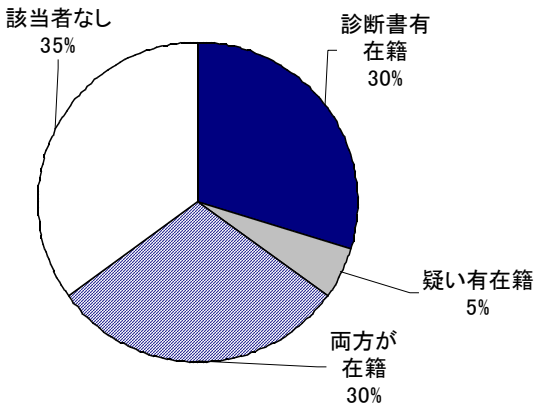

回答のあった37校において,「診断がある」または「疑いがある」生徒も含め，発達障害のある生徒が在籍していると回答した学校は24校（65%）であった。

⑥　私立通信制

回答のあった４校すべてにおいて，発達障害の「診断がある」生徒，または「疑いがある」生徒の両方が在籍していると回答した。

（２）障害別在籍状況　　（HFA=高機能自閉症）

表２　**「診断がある」**生徒の障害別在籍者数及び割合

	LD	ADHD	ｱｽﾍﾟﾙｶﾞｰ症候群	HFA	「診断がある」生徒数
県立全日制	16（人）	30（人）	34（人）	８（人）	84（人）
	（19%）	（35.7%）	（40.5%）	（9.5%）	（38.9%）
公立定時制	３（人）	９（人）	４（人）	12（人）	26（人）
	（11.5%）	（34.6%）	（15.4%）	（46.2%）	（12.0%）
市立全日制	０（人）	０（人）	１（人）	０（人）	１（人）
	（0%）	（0%）	（100%）	（0%）	（0.5%）
私立全日制	８（人）	12（人）	19（人）	５（人）	40（人）
	（20%）	（30%）	（47.5%）	（12.5%）	（18.5%）
私立通信制	17（人）	10（人）	19（人）	12（人）	65（人）
	（26.2%）	（15.4%）	（29.2%）	（18.5%）	（30.1%）
全　　体	44（人）	61（人）	77（人）	37（人）	216（人）
	（20.4%）	（28.2%）	（34.7%）	（17.1%）	

（障害別人数は重複診断を含む）

「診断がある」ある場合，アスペルガー症候群が最も多く 77 人（34.7%），二番目にＡＤＨＤ 61 人（28.2%）であった。学校別でも県立全日制・私立全日制・私立通信制において，アスペルガー症候群が最も多い。

アスペルガー症候群とＡＤＨＤの診断を受けている生徒が多いことから，発達障害の診断を受けるケースとしては，人間関係に基づく困難さから本人・保護者が医療機関へ出向いていることが推測される。

千葉県における発達障害の「診断がある」生徒の在籍数は 216 人，在籍率は 0.15 %であった。

表３　**「疑いがある」**生徒の障害別在籍者数及び割合

	LD	ADHD	ｱｽﾍﾟﾙｶﾞｰ症候群	HFA	「疑いがある」生徒数
県立全日制	71(人)	57(人)	46(人)	63(人)	230(人)
	(30.9%)	(24.8%)	(20%)	(27.4%)	(44%)
公立定時制	23(人)	29(人)	８(人)	32(人)	88(人)
	(26.1%)	(33%)	(9.1%)	(36.4%)	(16.8%)
市立全日制	０(人)	１(人)	０(人)	１(人)	２(人)
	(0%)	(50%)	(0%)	(50%)	(0.4%)
私立全日制	10(人)	20(人)	34(人)	２(人)	60(人)
	(16.7%)	(33.3%)	(56.7%)	(3.3%)	(0.2%)
私立通信制	86(人)	37(人)	13(人)	14(人)	143(人)
	(60.1%)	(25.9%)	(9.1%)	(9.8%)	(27.3%)
全　　体	190(人)	144(人)	101(人)	112(人)	523(人)
	(36.3%)	(27.5%)	(19.3%)	(21.4%)	

(障害別人数は重複診断を含む)

「疑いがある」場合，ＬＤと思われる人数が 190 人（36.3%）と最も多くなっている。また，アスペルガー症候群と思われる人数は 101 人（19.3 %）と，「診断がある」生徒の状況とは逆に最も少なくなっている。

学校としての発達障害への気づきとして，学習面での遅れがきっかけとなっている結果ではないかと考えられる。

千葉県における「疑いがある」生徒の在籍数は 523 人，在籍率は 0.34 %であった。

表４　障害別在籍者数及び割合（表３と表４の**合計**）

	LD	ADHD	ｱｽﾍﾟﾙｶﾞｰ症候群	HFA	発達障害のある生徒数
県立全日制	87(人)	87(人)	80(人)	71(人)	314(人)
	(27.7%	(27.7%)	(25.5%)	(22.6%)	(42.3%)
公立定時制	26(人)	38(人)	12(人)	44(人)	114(人)
	(22.8%)	(33.3%)	(10.5%)	(38.6%)	(15.3%)
市立全日制	０(人)	１(人)	１(人)	１(人)	３(人)
	(0%)	(33.3%)	(33.3%)	(33.3%)	(0.4%)
私立全日制	18(人)	32(人)	53(人)	７(人)	100(人)
	(18%)	(32%)	(53%)	(7%)	(13.5%)
私立通信制	103(人)	47(人)	32(人)	26(人)	208(人)
	(49.5%)	(22.6%)	(15.4%)	(12.3%)	(28.1%)
全　　体	234(人)	205(人)	178(人)	149(人)	739(人)
	(31.7%)	(27.7%)	(24.1%)	(20.2%)	

(障害別人数は重複診断を含む)

「診断がある」場合と「疑いがある」場合を合わせると，ＬＤが 234 人（31.7 %），ＡＤＨＤが 205 人（27.7 %），アスペルガー症候群が 178 人（24.1 %），高機能自閉症が 149 人（20.2 %）であった。

私立全日制ではアスペルガー症候群 53 人（53 %），私立通信制ではＬＤ 103 人（49.5 %）が大きな割合を示している。

千葉県における発達障害の「診断がある」生徒または「疑いがある」生徒の在籍数は 739 人，在籍率は 0.5 %であった。

（3）支援状況

① 現在行っている支援内容等について（自由記述より）

学習指導に関すること

【「診断がある」ケースについて】	【「疑いがある」ケースについて】
1. 授業進行の際，進度を確認しながら進める 2. 課外課題の提出 3. 授業での配慮 4. 放課後補習 5. 提出物で点が取れるよう声をかける 6. 担任が個別配慮 7. 臨任講師が授業のすべてに付き添う	1. 個別指導 2. 担任が個別配慮 3. 授業での配慮 4. 放課後の学習サポート 5. 放課後補習 6. 授業中に声をかける 7. 座席の工夫 8. 授業の工夫 9. 提出物の期限への配慮 10. プリント等の提出期限への配慮 11. 放課後の補講（英語）

生活指導に関すること

1. 体調を考慮する 2. 伝達方法の工夫をする 3. 掲示物の工夫をする 4. 予定を板書する 5. 光過敏に対しての対応 6. メモでの連絡事項を伝える 7. 担任が配慮する	1. 予定変更への説明をする 2. 「並ぶ」「移動する」場面での配慮 3. 毎日の約束ごとの確認 4. ＨＲ時に教師を一人増やす 5. 日常的に気を配る 6. 担任の努力 7. ＨＲでの配慮 8. 職員からの声かけ

人間関係に関すること

1. クラス替え配慮 2. 孤立への対応 3. 人間関係の注意深い観察 4. グループ編成への配慮	1. 担任を固定（3年間） 2. 担任との会話 3. クラス替え配慮 4. 重要なことは個別に伝える 5. 周囲の生徒の理解・協力を促す

問題行動に関すること

1. 問題行動に対して単純に処分しない 2. アスペルガーについて周知 3. クールダウン環境の整備	1. パニック時の「落ち着き場」確保 2. 行動・発言について一緒に考える 3. ソーシャルスキルトレーニングの指導 4. 困った時に相談する人と場所を確認 5. 行事時のサポート 6. 周囲への協力要請

支援内容としては，発達障害の「診断がある」または「疑いがある」生徒が在籍するケースともに，学習指導に関する内容が最も多い。次いで生活指導に関する内容が多く挙げられた。

より多く挙げられるのではないかと予想された，人間関係に関することと問題行動に関することについては，多くはないものの実際の場面で「クールダウン環境の整備」や「ソーシャルスキルトレーニングの指導」等の障害特性に合わせた指導・支援が行われていることも分かった。

ただ，全体の記述内容からは「診断がある」ケース，「疑いがある」ケースともに，場面や指示に対して「配慮する」「工夫する」といった表現が多く，指導・支援が必要と考えているが，具体的な方法について試行錯誤している様子も窺える。

② 現在行っている支援**体制**等について（自由記述より）

【「診断がある」ケースについて】	【「疑いがある」ケースについて】

学習指導に関すること

1. 習熟度別授業 2. 定期考査の別室受験 3. 進級への配慮 4. 教科担当と学年担当の連携 5. 少人数制の導入 6. 人的配置をする 7. 教科指導での配慮 8. 非常勤講師とのティームティーチング	1. 進級時の配慮 2. 特性に合った評価 3. 実技教科への配慮

校内委員会に関すること

1. 校内委員会 2. 学期１回の校内委員会 3. 月１回の校内委員会 4. 早期発見・早期対応 5. 委員会での話し合い	1. 検討会実施 2. 校内サポート体制の構築 3. 校内委員会の設置 4. 校内委員会（特別支援委員会）で検討 5. 教員間の連携

校内の連絡調整に関すること

1. 担任と養護教諭との連携 2. 担任・学年・教科担当の情報交換 3. 校務分掌に位置づけ学校全体で支援 4. 学年全体への配慮 5. 教育相談・支援係を配置 6. 入学時の配慮 7. 発作時等の対処方法の確認 8. 特別支援教育コーディネーター中心に会議実施 9. 校内研修会の実施 10. まわりの生徒に対しての配慮等について学校として注意を払う	1. 職員の共通理解 2. 報告会実施 3. 教科担当と学年担当の連携 4. 情報交換 5. 学年会で話題にする 6. 部活顧問への連絡 7. 校内研修会の実施

校外との連携に関すること

1. スーパーバイザーとしてのスクールカウンセラーに相談 2. スクールカウンセラーとの面接 3. 発達障害者支援センターを通じての進路指導	1. 外部機関との連携（中核地域生活支援センター，発達障害者支援センター） 2. 医療機関との連携（精神科の紹介） 3. 総合教育センター特別支援教育部への相談 4. 特別支援学校との連携 5. 主治医からのアドバイス

保護者・本人への対応に関すること

1. 保護者から対応への要望を聞く 2. 個別に相談に乗る 3. 本人・保護者へのカウンセリング 4. 月１回の保護者面談 5. 週１回の生徒のカウンセリング 6. 本人に丁寧に話しかける 7. 本人との面談の機会を持つ 8. 家庭・保護者との連携	1. 保護者への段階的説明 2. 保護者面談 3. スクールカウンセラーとの面談（希望で） 4. 教育相談 5. 本人・保護者へのカウンセリング 6. 保護者から対応への要望を聞く 7. 保護者への専門機関の紹介 8. 長所を褒める 9. 部活顧問からの声かけ 10. 本人に丁寧に話しかける

支援**体制**では，校内の連絡調整，校外との連携，保護者・本人への対応に関することが多く挙げられた。

校内の連絡調整では，学級担任と教科担当との情報交換，教科担当と学年担当との連携など学習指導に関することも挙げられている。

校外との連携では，発達障害者支援センター（ＣＡＳ）や中核地域生活支援センターなど具体的な機関との連携もあり，同時にスクールカウンセラーとの面談やカウンセリングも実施されていることが分かった。

③　今後求められる支援や配慮

ア　全体として多いもの（件数）　（ｎ＝ 359）

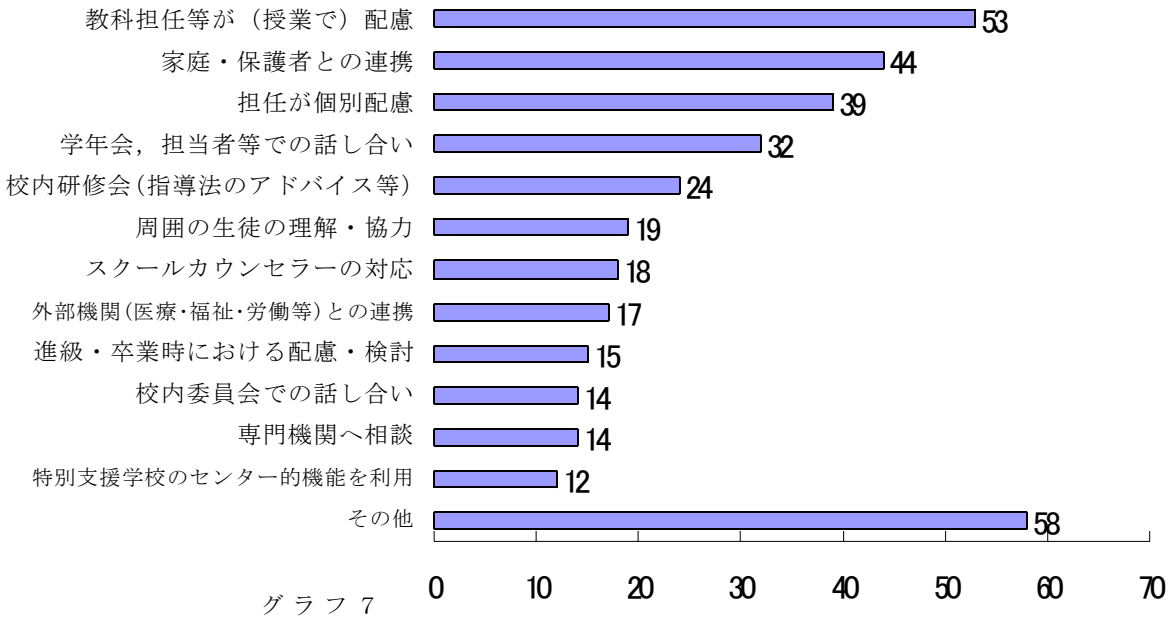

グラフ７

今後求められる支援や配慮では，「教科担任が授業で配慮」が最も多い。

学校の教育活動においては，学習場面での指導・支援と学級での個別の指導・支援が重要と考えていることが分かった。

また，合計で２番目に多いものが「家庭・保護者との連携」であることから，生徒に対して学校として，生徒自身の学習上や生活上の困難さや過ごしにくさに何らかの気づきはあるものの，本人や保護者に直接的に伝えたり，指導・支援を行ったりすることの難しさ感じていることが窺える。

その他として，「教材・教具の工夫」「支援員の配置」「放課後の教科補充」「取り出しによる特別な指導」「環境整備」「個別の指導計画の作成」等が挙げられていた。

イ　アにおける「診断がある」場合と「疑いがある」場合の比較（件数）

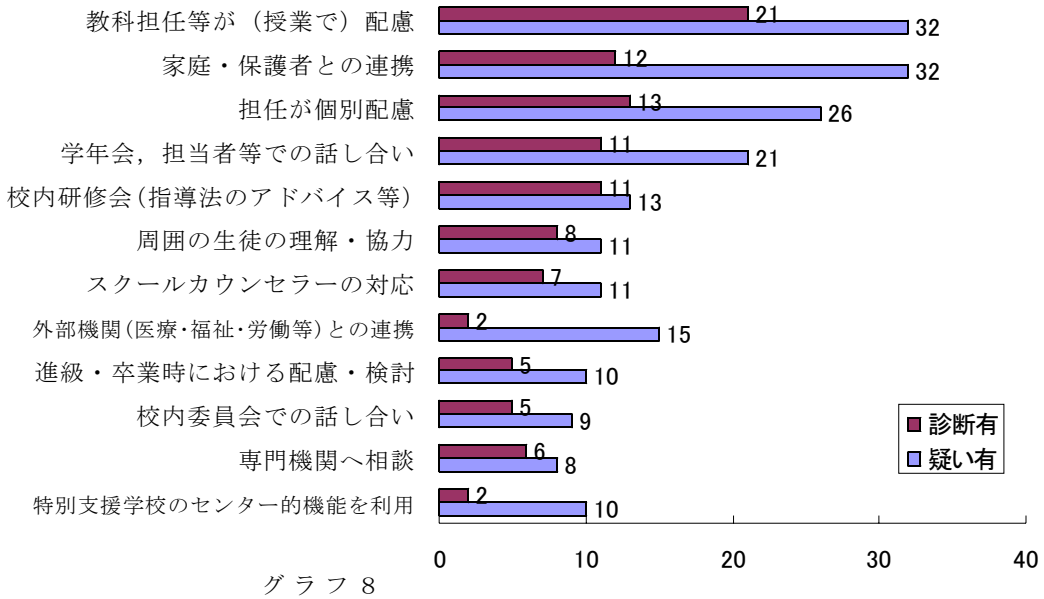

グラフ８

「診断がある」生徒と「疑いがある」生徒に対する回答を比較すると，すべての項目で「疑いがある」生徒に対して，より多くの指導・支援の方策が検討されている。

「外部機関（医療・福祉・労働等）との連携」は，全体では８番目だが，「疑いがある」生徒に関しては，５番目に多く，「診断がある」生徒に比べると約８倍の回答件数があった。また「特別支援学校のセンター的機能を利用」も全体では 12 番目だったが，同比で５倍の回答件数があり，合わせた集計では「家庭・保護者との連携」が２番目に多く，本人・保護者への指導・支援の必要性を認識してもらう入り口として，地域リソースの活用が期待されていることが窺える。

④　支援等できていないとする理由

「診断がある」または「疑いがある」生徒はいるが支援等ができていないとする理由を聞いたところ，「必要があると思っているが，どうしてよいか方法がわからない，特別な時間が取れない」というものが多く，必要を感じているができていないと考えている学校がほぼ半数あった。

また，自由記述では「保護者との面談は繰り返している」「担任のみの丁寧な対応で収まっているから」「クラス内で他の生徒がサポートしているから」「他の生徒と同様に過ごせているから」「困っている様子がない」などが挙げられている。

学校現場では，「支援」という意味を個別に時間を作ったり，人を配置したり，会議で検討したりするといったものと捉えていて，日常的に生徒と関わったり，学級経営を行う中でなされるものを「支援」の視点として意識していない様子が読み取れる。

（４）「個別の指導計画」の作成

表５　在籍する学校の中で「個別の指導計画」を作成している学校数と割合（%）

	県立全日制	公立定時制	市立全日制	私立全日制	私立通信制	全体
作成校数	10(校)	2(校)	1(校)	1(校)	3(校)	17(校)
作成率	13.7%	11.8%	25.0%	4.2%	75.0%	14.0%

「個別の指導計画」の作成率では，私立通信制が調査数が少ないながらも75%と高いものであった。県立全日制・公立定時制には，発達障害の「診断がある」または「疑いがある」生徒が約60%在籍しているが，「個別の指導計画」の作成率は約12%～14%に留まっている。

（５）本人・保護者からの指導・支援における配慮についての申し出の時期

表６　申し出の時期について（複数回答）

	県立全日制	公立定時制	市立全日制	私立全日制	私立通信制
入試前	6.6%	18.9%	－	10.5%	60.0%
入学前	14.8%	18.9%	－	29.0%	56.7%
入学後	78.7%	63.6%	100%	60.5%	8.3%

申し出の時期について，入試前・入学前・入学後の３期に分けて聞いた結果では，学校によって大きな差があった。

県立全日制で入試前に申し出があったケースはわずか 6.6 %であり，ほとんどの生徒が入学後に申し出ている（78.7 %）ことがわかった。公立定時制と私立全日制でも同様の傾向が見られた。

私立通信制では，60.0%の生徒が入試を受ける前に申し出ていることがわかった。また，合格後入学前にも再度申し出ているケースも多い。入学後の申し出はわずか 8.3 %であった。

入学試験に対する不安が大きいことが示唆される結果である。

Ⅴ　まとめ

１　現状

今回の調査から，本県の高等学校においては，発達障害の「診断がある」または「疑いがある」生徒の在籍状況は0.5%と文部科学省が発表した２%程度に比べ低いものであった。ただ，調査の方法・調査項目等の違いがあること，また在籍者数の割合は低かったものの，学校として発達障害の「診断がある」または「疑いがある」生徒がいると答えた割合は全体で63%であることから，高等学校に教育的ニーズを必要とする生徒が在籍するであろう数は少なくないと予想される。

本調査では，対象生徒を診断書を有する者と日頃の様子から，それに準ずる疑いがある者に限定した。このため，日常的な教育活動の中で，これまでの指導・支援による対応によって，現在，在籍するであろう多くの特別支援教育対象生徒が表面化せず，ある程度適応していることが窺える。

これは，高等学校において，現時点では特別な教育的ニーズという概念が，これまでの障害観に基づく，手厚い指導・支援のことであると捉えている状況があり，発達障害への基礎的・基本的理解が十分に理解・浸透していないことが大きな要因であると思われる。

しかし，教師が一人一人の生徒に対して，普段の様子から何らかの気づきはあることが推測で

きる。またその都度，具体的な指導・支援もきめ細かく行われていることも窺える。ただ，実際の場面において，その対応はこれまでの生徒指導上の延長線上としての指導・支援である。

学校別では，県立全日制と私立全日制は，発達障害の「診断がある」生徒の在籍，「疑いがある」生徒の在籍，両方の在籍を合わせた割合は60％前後と近い値であったが，その内訳では「診断がある」生徒と「疑いがある」生徒の割合に大きな差があった。

また，公立定時制では全体として80％以上の学校が，発達障害がある生徒が在籍していると回答し，私立通信制ではすべての学校が発達障害がある生徒が在籍していると回答していて，定時制，通信制においてより多くの発達障害のある生徒が在籍している。

以上のことから，各学校ごとに発達障害への気づきや対応に差異はあるものの，総じて見れば何らかの指導・支援が必要な生徒の存在とその指導・支援内容の模索がなされていることは確かなようである。

このことを踏まえて，現在行われている指導・支援また今後検討したい指導・支援を基に，来年度の研究協力校において，具体的な実践研究を行うことの有用性が明らかになった。

２　具体的な場面における指導・支援の実践内容

アンケート調査から，今後求められている指導・支援等について，最も多かったのは「教科担任が授業で配慮」であり，日常的な学習の場面や学校生活での対応に迫られている様子が窺える。次に多いものは，「家庭・保護者との連携」「担任が個別配慮」と続き，具体的には本人の状況を本人や保護者にどのように伝え，理解を得ればよいかというものである。

そこで担任等が現在気になっている生徒に対する気づきを確認するツールとしての「実態把握シート（試案）」を作成することが有効であると考える。

また，このシートを活用することで，気になる生徒一人一人の特性を客観的な基準で把握でき，それに基づいて，一人一人の特性・傾向に合わせた適切な指導・支援内容を抽出・選定し，個別の指導計画を作成し，実践していくことができるのではないか。

加えて，この実践過程を通じて，他の生徒への気づきや指導・支援にも特別支援教育の視点が広がると考える。

３　千葉モデルの確立

千葉県の高等学校においては，現行の教育課程においても，多くの工夫がなされ，個別の教育的ニーズに対応した指導・支援がかなりの部分で行われていることは，これまでに述べた通りである。

また，「現在行われている支援内容」の記述から，各高等学校の日々の教育活動の中に，特別支援教育の視点や観点を数多く含んだ対応が行われていることも窺えた。ただ，その日々の対応や取り組みが，従来の生徒指導であったり，対処的な指導・支援であったりする面もある。

今後は，研究協力校の実践を通じて，日々の教育活動の中の特別支援教育の視点・観点を整理しながら，千葉モデルとしての「チェックシート高校生用」「指導・支援リスト」「実践マニュアル」を提案し，実践例を通しての「実践ガイドブック」の作成を目指すものである。

4　成果

（1）現状の把握

千葉県の高等学校において，63%の学校で発達障害の診断があるまたは疑いがある生徒が在籍することがわかった。その中で「診断がある」生徒が在籍 15 %，「疑いがある」生徒が在籍 20%，両方の生徒が在籍 28%であることがわかった。

多くの学校において，発達障害への対応の緊急性が明らかになった。

（2）「チェックシート高校生用（試案）」作成

本センターとしては，これまでに小学校生・中学校生対象のチェックシートを作成・活用してきたが，今回高校生を対象とした試案を作成した。

（3）指導・支援リスト及び実践マニュアル（項目・内容）の作成

上記のチェックシートを基に，指導・支援リストを用いた実践マニュアル（個別の指導計画）を作成。

（4）研究協力校の選定

県立全日制 1 校，県立定時制 1 校の計 2 校を選定予定。平成 22 年度に依頼及び実施。

Ⅵ　今後の課題

以下のような課題が残された。

（1）実際の指導・支援場面での実践内容の精選。

（2）校内体制の整備と運用についての実践。

付記

＜研究協力員一覧＞

（講　　師）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所　発達障害教育情報センター	主任研究員	大城　政之
（研究協力員）	教育庁指導課	指導主事	渡部　　清
	教育庁特別支援教育課	指導主事	伊藤　康弘
	子どもと親のサポートセンター	主任指導主事	田邊　昭雄
	県立船橋法典高等学校	教諭	牧　　伸裕
	県立大原高等学校	教諭	鈴木　康裕
	県立船橋高等学校（定時制）	教諭	千葉　雅也

＜参考文献＞

・宮城教育大学特別支援教育総合研究センター　平成 19 年度　新教育システム開発プログラム「高等学校における特別支援教育システムに関する研究」事業報告書